

號10880受被

大正八年九月拾日接受

臺灣總督府

時事通報 第四報

廣東日貨排斥狀況

政務局

專

臺灣總督官房文書課

大正八年九月廿日 記錄第二部接受

送先

臺灣軍務課長

參謀次官

外務次官

法制局長官

臺灣駐上海軍官

海軍司令部次官

內務次官

拓殖局長官

◎ 日貨排斥の状況

(八月二十七日發)

- 一、學生團の總商會に對する運動
- 二、學生連合會員の偵察
- 三、總商會決議

◎ 一、學生團の總商會に對する運動
八月十七日午後二時頃學生團(此の度の運動は主として公立法政專門學校所屬の者の爲せるところにて外國人經營の諸學校所屬の者は見受けられない)の代表者が廣東總商會 會議所に來りて日本製貨物排斥につき話を進行せしめた。此の際に日貨排斥の實行に加入せしむる爲めに商店及び商人側より差出さしむるところの志願書形式のものと規約十箇條の草案とを發した。而して八月二十三日に廣東商會全部の會合を開いて一般の意見を徴して決議することとなつた。

入會志願書式は左の如きものである。即ち志願者何某何省何縣人現住所何處何街第何號何店

近時外交問題緊急を告げ國勢危きに瀕して居る。我等商人日貨を排斥して國貨を提唱せざれば國の財貨は悉く外に流れて國の將來を救ふことが出来得ない。弊店も商人會の一分子であるが故に其の利害關係を脱することは出来得ない。然るに廣東國貨陳列所にて既に日貨排斥國貨提唱の先驅をなすといふことを願いた。弊店として是れに後ることを欲しな

い。一切の規約を嚴守して表裏なく實行をせしめようと思ふ。暗に日貨を取り扱ふことがあれば甘んじて規約の責罰を受け

て斷じて異言は申さない。但し特産製造原料は此の限りでない。某號何店 印。全店の支配人 印。中華民國何年何月何日。

以上である。次に某等 加入商店商人の嚴守すべき十箇條の規約は左の通りのものである。第一條 前書式用紙に書き込みたる商店商人は規約を遵守すべきこと但し是れに違反することあれば規約に照して之を罰するも何等異議を申立てることなきこと

第二條 加入商店商人は從來存する日貨の種類品目を明細に書して廣東國貨陳列所に報告すること而して該陳列所より係員が同店に出張して書類と現品とを對照し當商人の精神を明かにし一切其の間に不判明の存することなき様に努むること

第三條 加入商人商店は毎週日を定めて其の週に賣り出したる日貨の種類品目を明記して國貨陳列所に報告し是等事項を發知するの便に供すること

第四條 加入商店商人は從來所持せる日貨にして國貨陳列所に報告したる日貨物を除き

(三)

て日貨を私かに輸入し若しくは販賣して其のことが發覺したる場合には日貨全部を沒收し或は相當の罰金を課す。但し特産製造原料は此の限りでない。其の罰金は内二割は之を發見者に賞與とし二割は糧食救濟會或は地方公益事業に寄附し二割を貧民職工に與へ四割を廣東國貨陳列所の建築費に充つること

第五條 加入商店商人が私に日貨を取引扱ひ若しくは販賣したる場合には國貨陳列所は認商會と連合して第四條により之を處罰す

第六條 奸商なりて國貨陳列所に報告し

たる書類を偽造する場合には日貨全部を没收し且つ第四條に依り罰金を處するものと第七條加入商店商人は一般に規定せられたる日限に従來所持せる日貨全部を賣り拂ひ期日に到るも尚ほ殘餘の貨物を存する場合には其等貨物を所持する商人は總商會に來りて其等貨物の處置を公議にかゝること

第八條加入商店商人は當國貨陳列所より國貨振興に與かりし獲狀を授けらる。當國貨陳列所は斯くして鼓舞の決心を示す第九條當該規約は志願書提出の當日に其の效力を發生し國際交渉の圓滿に解決せ

らるるの日に於て

第十條當該規約は廣東總商會開會によりて議決し各商店商人の等しく遵守すべきものとする
以上である

◎ニ 學生聯合會會員の復家示
學生聯合會もいふて目下夏期休暇にて大部分の學生は歸省中であるので該連合會の一部であつて外交後援會に煽動せられ居る公立法制專門學校を主とする中等學校生徒の一部である。是等隊を分ちて市内を廻り日貨買取り扱ひの有無を探知せ

んと奴カめて居る
斯くして八月十七日迄に其の探知したるところにして總商會に報告したる個數約左の通りである

新城内天平街の紙屋にて八月十六七日に購入したる日本製厚紙十餘包染料色紙數包改良墨汁十餘磅包紙一大包百餘磅膠寫板用紙六箱

興隆街の海產物店八月十二日に購入したる日本産のするめ蝦合して二百餘斤。

以上二項を探知し學生連合會の調査員蔡沙棠、符明冒、雲達、陳武熹及び國貨陳列所事務員鄧鈞、梁澤民、王培遠

(五)

等之れを調査したるに前商店は其等此貝物の日貨たることを明に認むるも取り扱ひの停止を肯じない。依りて是等商人を總商會に呼び出し各商會臨時に會合して所罰の方法を議した。前者を百五十元、後者は情状を酌して日貨全部を没収した。罰金の金は之を糧食救濟會に寄贈し、貨物は十八日に天字碼頭にて焼捨した。

劣貨調査會にての調査によると商標を改めて私に購入し且つ販賣し居る者少くないによりて以後嚴密に調査しなればならぬ。而して商標を改めて取り扱はれ

たる上貨物の主たる者は燃糸綿糸漆器磁器銅器鐵器等である。依て廣東香港上海の各會員と當會會員は連絡を取りて日貨輸入の有様を一週に一回宛調査を遂げるといふ決議である。

◎三 總商會決議

八月二十三日午後二時廣東總商會は中華以上學校學生連合會派出の蔡宗棠、黃立勳、張殿邦、胡慶齡、陳式熹、黃應球、鄧曾驥、陳詔舜、馮廷湖、李切幸、及び廣東國貨陳列所主任宋以梅（外交後援會會長）、陳鶴壽、全所事務員鄧鈞、陳理工、梁澤民

王培遠等と日貨排斥委員會書式と其の規約とに對て攻究する爲に總商會會議所に特別大會を開いた。來會者は二百餘名にて學生連合會派出の者と國貨陳列所の事務員等と約二十名を除くと残り全部は各商會の代表者や幹事等であつた。

總商會の會長陳勉齋が主席にこ先づ口を切つて今日度の日貨排斥と其の進行方法とに對しては一方官廳から排斥の非をすることに對して責罰を蒙り地方學生連合會は排斥を要求せられ依て今日諸君の立見見に基きて決定したいのである充分に此の議を討論して貰ふたい但し 設議は

當商會より發起したのではない前に各商店の代表者六十餘名會して加入志願書式と規約とにつきて考えたが大に商會として苦しいので何とか修正を施したい官廳よりは排斥の非を責められ學生等からは要求せられ一般商人からは告誡を受け日本總領事館よりは質問せられ誠に苦しい立場である學生のいふことは日本を仇視するのではなく青島問題に對して日貨を排斥せざるを得ない日本人のいふところは學生團の日貨排斥は何時終るか日本政府は青島を還す云々と當商會は困難

な立場である公明の意見を述べられたといふことを説いた

宋以梅はいふ日貨排斥運動は支那人全部の心を同化するところである。人は其の國を愛しない者はない。愛國には方法がなければならぬ。其の方法として各界團結するのである。即ち志願書によりて學生團と商會とを結合するのである。今回日貨排斥は一に廣東のみではなく支那全部に及び因は青島問題にあるのである。而して日貨排斥を行ふ理由は武力を復讐ないといふことにある。外交代表者は先般は是に取るべき方法として

日貨排斥より外にないのである。國貨提唱
日貨排斥あるのみ。依て志願書式と規約と
に於て不可なるところを訂正せられたい
斯くして書記が敬言案廳や督陣より
の公文と日本總領事館より當商會日に當
てたる書面を朗讀した。而して志願書式
と規約との修正に移った

志願書式は原案通りに可決した
規約は元十箇條であつたが是には七箇
條に約されて討議せられた。即ち

第一條加入商店商人は總じて規約を
遵守するの義務を有し是れに違反するこ

とあらば規約に照して處罰すると異議を
申立てざることを

第二條加入商店商人は總じて速に日貨
を賣却して再び買入るることをせず以て誠
を示すことを

第三條加入商店商人は總じて從來所持
せる日貨を賣り拂ふことの外に日貨を
り扱ひ一度發覺すれば日貨全部を焼捨つ
るか或は相當の罰金を徴す。但し特産製
造原料は此の限りでない。罰金の内四割を
糧食救済會に或は地方公益事業に四割
を貧民職工に二割を廣東國貨陳列所運
費に充つることを

第四條加入商店商人總じて私かに日貨を輸入することありて發覺せられたるときは第三條によりて處罰す且つ總商會は人を派して充分に其の證據を調査すること。第五條加入商店商人に對しては總じて國貨陳列所より賞状を與へて奨励し決心を示すこととする。

第六條當該規約の効力は志願書への書込の日に發生效として外交交渉の円満に解決せられたるの日に消滅する。第七條當該規約は外交後援會同會を経て議決し各商店商人は均しく遵守すべきものである。

以上を讀み終つて一般の考案に附した。(九)
國比員陳列所役員宋以梅 陳鶴壽 陳理工 鄧鈞 中等以上學生連合會 派出胡慶齡 黃立芬 蔡沙棠等發言して互に討論をなした。鄧鈞の曰く第七條外交後援會の次に商會の二字を加入せられたい。元有りしを削りたるは商會が責を免れんとするに出でたるものか且つ罰金の内二割を採知したる者への褒賞としたいと
宋以梅はいふ外交後援會にては未だ開會をしてないが該會は各界によりて組織せられてあるから今日各界の人々によりて決したることは外交後援會にて決したといふても

可い。又商會も外交後援會の一部であるから特に商會を加入せよといふ道理は無い。陳鶴言は、國貨陳列所は二回商會より賛成を得た故に増田所は人を各商店商人に派して大々数の賛成を得たのであるが商會は商店商人の機關であるからして商會の二字を加入する事の可なり。學生代表者は、官廳の責に對し日本總領事からの質問のあることは明かである。併し各商店商人は斯かることを怖れては居るまい。若し夫れ懸念を以てしたならば國事を云々することは出来得ない。今回の學生の同盟休校は全土に波及する

日貨の排斥は是れ皆愛國に因るのである。商人として國民たる以上愛國心は有り、若くは商人が日貨を賣買しないために受ける損失は金錢上の事項で金錢の損失といふては只金錢は國內に散在して居るといふことに過ぎない。日本に於いていふれば數億萬の損失を居るは是れ補はんとして人民に重税を課した。是れ日本の職工は工賃を多くとり受ければ居らない。然るに支那の日貨排斥のために輸出杜絶したので工賃を下げなければ居ない状態に迫つて居る。故に日本は工業界不振の上に職工の同盟罷工が大風潮を起して居る。實

に支那の日貨排斥の效極めて大なりといふべしである。

新しくして討論たり陳理三、盧華川との主張によりて第七條を元條十條と等しく商會の二字を加入するにしたり。

第一條第二條通過した。

第三條の處罰の點を改め二割を發見者に賞與とし三割を糧食救濟會或は地方公益事業に三割を貧民職工に二割を廣東國貨陳列所建設費に充つることにせられた。

第四條に關して郵約はいふ。日貨輸入を止むるの期日を定むるの要ありと。是に

右商人議論折々したが暫く密議を交して仰系商人三名が發問した仰系の原料とする自仰系は如何にすべきかと。郵均免は是れは製造原料に属するから四割は問は

ないといふ。海産物商はいふ。輸入を止むるには少々小一月を要すと。

綿布商は一週間にて可しといふ。

是に學生等は萬國心に斯くし差異あるかと嘲り不穩に趣かんとして詞得するより漸く止んだ。玻璃鏡眼鏡商は一週間といふことに決し海産物商は一月といふことに定められた。

是に一決して志願書に署名した。以上特
殊の商人の外一切は二週間を期限とな
した。

日清系石油石炭と特産原料と認め輸
入を許可して一決した。

以上條項にて特に改められたるものは第
七條である。即ち

本規約は總商人會に會合したる各界の
意に依りて議決す各會社商店商人の共
に遵守すべきものとす。

かくして一月午後五時に散會した
斯くして日本製油を排斥することを決
議はしたが果して何時迄継続し得るか

(十二)

疑問である。他に不穩の状況等は更にない
日本は實商人に因つて居る者あるが日
貨排斥よりは廣東に貿易中の不逞に因
る不景況の方が著しいといふに居る。究し
て制學校も近々開始せられ規定の日際も
到れば如何に變化するか確たる見識は
只今計かない

(終り)